

\*\*\*\*\*

# 法令遵守体制整備規則

\*\*\*\*\*

社会福祉法人 正仁会

施行 平成27年12月 1日

一部改正 平成30年 4月 1日

(目的及び適用範囲)

- 第1条 社会福祉法人 正仁会 法令遵守体制整備規則（以下、「本規則」という。）は、社会福祉法人 正仁会（以下、「法人」という。）が経営するすべての事業について法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として必要な法令遵守体制について定めたものである。
- 2 本規則は、法人の理事はもちろんのこと、法人に勤務するすべての職人に適用する。

(基本方針)

- 第2条 法人が行うすべての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。
- (1) 事業の実施に際しては、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- (3) 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、法人の各部門長（所長等の事業所責任者）と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

- 第3条 理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。
- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

(法人組織体制の整備)

- 第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙に定める。
- 2 法人の事業の最高責任者は理事長とする
- 3 法人の各事業部門の責任者は部門長とする。

(法令遵守責任者の業務)

- 第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。
- (1) 法人及び事業の組織体制に関する提案
- (2) 法令遵守に関する本規則の制定及び改定
- 2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事業遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

(相談窓口)

- 第6条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために以下の事項に留意した相談窓口を設置する。
- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、面会、電話、書面、電子メール、FAX等とする。
- (2) 通報を受けたときは、必要に応じて調査を行い、その結果「是正の必要あり」と認められた場合には、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止策が機能しているかのフォローアップ

プも行うものとする。なお、実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。

- (3) 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とする不利益な取扱いを行わない。なお、報告・相談者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行った者は、就業規則に則り、処分を課せられるものとする。
- (4) 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとし、プライバシーを遵守する。
- (5) 偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正な通報を行った者は、就業規則に則り、処分を課せられることがある。

#### (法令遵守担当者とその責務)

第7条 法人は、各部門に法令遵守担当者を1名配置する。法令遵守担当者は、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 法令遵守担当者は、自らが責任を担う事業が法令を遵守しているかを職員に確認させ、法令遵守責任者に報告するものとする。また、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。
- 3 法令遵守担当者は、職員が法令を遵守し業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。
- 4 法令遵守担当者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

#### (職員の責務)

第8条 職員は、第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を遂行するものとする。

- 2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また医療法、介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自ら上司または部門長、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

#### (教育及び研修)

第9条 第7条4項に定める研修は、法令遵守担当者が行うとともに、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施しなければならない。

#### (処分)

第10条 法令違反をする行為を行った職員は、法人の就業規則に則り、懲戒に処するものとする。

#### (規則の改定)

第11条 本規則の改定を行った場合は、速やかに監督官庁に提出するものと

する。

## 附 則

(施行及び改廃)

第1条 本規則は、平成27年12月1日より施行する。

(法令遵守責任者)

第2条 本規則第3条に定める法令遵守責任者は、法人の理事長とする。

(法令遵守担当者)

第3条 本規則第7条に定める法令遵守担当者は、施設長とする。